

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）について

－ WTO関係 －

1. 海外から導入される生物に対してのみ規制が課される特定外来生物被害防止法は、WTO協定との関係で留意が必要。
2. WTO 協定の中核である「関税及び貿易に関する一般協定（1947年ガット）」では、締約国内原産の産品と他の締約国から輸入される産品の間で、適用法令に差異があってはならないとされている（第3条第4項）。
3. ただし、正当と認められない差別待遇の手段とならない限り、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」を締約国が実施することは妨げられていない（第20条（b））。
4. 衛生植物検疫措置として上記に該当する措置を定めようとするときは、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary。通称 SPS 協定）」に基づき、加盟国はその旨を通報しなければならない（SPS協定第7条）。
5. 通報は、案が確定する60日前までに行う必要がある、特定外来生物被害防止法の法律案については、
 - － 3月9日に通報
 - － 質問・意見提出締切りが本年5月10日とされ、締切りまでに締約国からコメントはなかったところ。
6. 通報手続は、基本方針、政省令等のルールの詳細を定める際も、規制にかかわる内容であれば、その都度必要となる。

<参照条文>

○関税及び貿易に関する一般協定(1947年ガット)

第3条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

1 (略)

(略)

4 いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、(略) すべての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される。(以下略)

第20条 一般的例外

この協定は、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(a) (略)

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c) (以下略)

○衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)

第2条 基本的な権利及び義務

1 加盟国は、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置をとる権利を有する。(以下略)

第7条 透明性の確保

加盟国は、(略)、自国の衛生植物検疫措置の変更を通報するものとし、また、自国の衛生植物検疫についての情報を提供する。